

福岡県公報

令和7年10月10日
第 636 号

目次

告 示（第594号－第599号）

○救急病院の認定	（医療指導課）	1
○保安林予定森林の所在場所等	（農山漁村振興課）	2
○保安林の所在場所等	（農山漁村振興課）	2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	（農山漁村振興課）	2
○福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付金（滞納者分）の債権回収業務の 外部委託に係る告示	（こども未来課）	3
○道路の区域の変更	（道路維持課）	3
公 告		
○意見募集の結果の公示	（開発・盛土指導課）	3
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	3
○落札者等の公示	（警察本部施設課）	4
○建設業の許可の取消し	（建築指導課）	4
○落札者等の公示	（警察本部会計課）	4
○落札者等の公示	（警察本部会計課）	5
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	5
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	6
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	6
○土地改良区の役員の退任	（農村森林整備課）	6
○特定農業用ため池の指定の解除	（農村森林整備課）	6
○土地改良区の役員の就任及び退任	（農村森林整備課）	6
○土地改良区の解散の認可	（農村森林整備課）	7

○土地改良区の清算人の就任	（農村森林整備課）	7
○介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定	（介護保険課）	8
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	8

公安委員会

○遺失物法施行令に基づく特例施設占有者の指定	（警察本部会計課）	8
------------------------	-----------	---

告 示

福岡県告示第594号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和7年10月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所 在 地	有 効 期 間
公益社団法人福岡医療団千鳥橋病院	福岡市博多区千代五丁目18番1号	令和7年8月1日から 令和10年7月31日まで
社会医療法人社団至誠会木村病院	福岡市博多区千代二丁目13番19号	
友田病院	福岡市博多区諸岡四丁目28番24号	
那珂川病院	福岡市南区向新町二丁目17番17号	
福岡赤十字病院	福岡市南区大楠三丁目1番1号	
福岡県済生会福岡総合病院	福岡市中央区天神一丁目3番46号	
溝口外科整形外科病院	福岡市中央区天神四丁目6番25号	
九州大学病院	福岡市東区馬出三丁目1番1号	
八木病院	福岡市東区馬出二丁目21番25号	
医療法人西福岡病院	福岡市西区生の松原三丁目18番8号	
医療法人社団朝菊会昭和病院	福岡市西区北原二丁目2番6号	

福岡記念病院	福岡市早良区西新一丁目 1 番 35 号
福岡鳥飼病院	福岡市城南区鳥飼六丁目 8 番 5 号
医療法人社団三誠会ひまわり病院	糟屋郡粕屋町長者原東一丁目 10 番 3 号
蜂須賀病院	宗像市野坂 2650 番地
福岡新水巻病院	遠賀郡水巻町立屋敷一丁目 2 番 1 号

福岡県告示第 595 号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により次のように告示する。

令和 7 年 10 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
田川郡赤村大字内田字峠平 4403 の 1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第 596 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 2 項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第 33 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により次のように告示する。

令和 7 年 10 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林の所在場所
糟屋郡宇美町大字炭焼字毘沙門 1103 の 2 から 1103 の 7 まで、1103 の 9、1103 の 11、1103 の 12
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第 597 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 第 1 項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第 33 条の 3 の規定に基づいて同法第 33 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により次のように告示する。

令和 7 年 10 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林指定施業要件変更森林の所在場所
糟屋郡篠栗町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第598号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第12号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年10月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 委託先 N T S 総合弁護士法人
- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

福岡県告示第599号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和 7 年10月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方 県 道	中 宮 間 田 線		前	直方市大字植木2409番 1 先から直方市大字植木1449番 1 先まで	8.8 ～ 18.5	760.2
			前	直方市大字植木2409番 1 先から直方市大字植木1449番 1 先まで	8.8 ～ 35.6	884.9
			後	直方市大字植木2409番 1 先から直方市大字植木1449番 1 先まで	8.8 ～ 18.5	760.2
			後	直方市大字植木2409番 1 先から直方市大字植木1449番 1 先まで	8.8 ～ 35.6	884.9

公 告

公告

福岡県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部改正案について、令和 7 年 7 月 8 日から同年 8 月 6 日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和 7 年 9 月29日に公布しました。

令和 7 年10月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

建築都市部開発・盛土指導課盛土規制係

電話：092－643－3762

メールアドレス：moridokisei@pref.fukuoka.lg.jp

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 10 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
朝倉市古毛字谷口 818 番 1、823 番 1、824 番 1、824 番 9、826 番 3、828 番 3、829 番、830 番 1、830 番 2、831 番 2 及び 2708 番 2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
朝倉市菩提寺 412 番地 2
朝倉市長 林 裕二

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 7 年 10 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
中央表示板等機器賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部施設課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 3 落札を決定した日
令和 7 年 9 月 8 日
- 4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
東京センチュリー株式会社
(2) 住所
東京都千代田区神田練堀町 3 番地
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

373,942,800 円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争契約

- 7 入札公告日
令和 7 年 7 月 22 日

公告

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づき、建設業の営業の許可を取り消したので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 10 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 処分をした年月日
令和 7 年 9 月 30 日
- 2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社友成建設	飯塚市薬市 13－4	唐下 友成	令和 5 年 11 月 29 日 福岡県知事許可（般－5） 第 111977 号

- 3 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
株式会社友成建設については、建設業者の営業所の所在地が確知できないため、令和 7 年 8 月 15 日付の福岡県公報にその旨公告したが、30 日を経過しても申し出がなかった。
このことは、建設業法第 29 条の 2 第 1 項に該当する。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和7年10月10日	福岡県知事	服部 誠太郎
1 落札に係る物品等の名称及び数量		
捜査支援用ネットワーク通信機器賃貸借		
2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地		
(1) 部局の名称		
福岡県警察本部総務部会計課		
(2) 所在地		
福岡市博多区東公園7番7号		
3 落札を決定した日		
令和7年9月19日		
4 落札者の氏名及び住所		
(1) 氏名		
NX・TCリース&ファイナンス株式会社福岡支店		
(2) 住所		
福岡市博多区下呉服町1番1号		
5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）		
41,556,900円		
6 契約の相手方を決定した手続		
一般競争入札		
7 入札公告日		
令和7年7月25日		
公告		
落札者等について、次のとおり公示します。		
令和7年10月10日		
福岡県知事	服部	誠太郎
1 落札に係る物品等の名称及び数量		
福岡県警察総合分析システム賃貸借		

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地	
(1) 部局の名称	福岡県警察本部総務部会計課
(2) 所在地	福岡市博多区東公園7番7号
3 落札を決定した日	令和7年9月19日
4 落札者の氏名及び住所	
(1) 氏名	東京センチュリー株式会社
(2) 住所	東京都千代田区神田練塀町3番地
5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）	130,449,000円
6 契約の相手方を決定した手続	一般競争入札
7 入札公告日	令和7年8月1日
公告	
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。	
令和7年10月10日	
福岡県知事	服部 誠太郎
1 開発区域に含まれる地域の名称	古賀市薦野字貝舞1934番1、1934番2の一部、1934番4の一部、1934番5の一部及び1934番6から1934番23まで
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名	福津市宮司一丁目10番35号

株式会社グランデボ
代表取締役 小野 大智

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年10月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市楽市字コラズ町163番11、163番15、163番16、163番18、163番23から163番107まで、213番9、213番10及び216番6並びに1161番の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都江東区木場五丁目10番10号

株式会社一条工務店

代表取締役 岩田 直樹

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する

令和7年10月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市前原西二丁目1037番3及び1037番14並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市前原西四丁目11番1号

高田 敏規

公告

武島土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年10月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
末安 節次	久留米市安武町武島2076番地2

公告

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づき指定した特定農業用ため池のうち、次の特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和7年10月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定農業用ため池の名称	所 在 地	解除年月日
長谷（上）池	北九州市門司区大字吉志88	令和7年9月30日
長谷（下）池	北九州市門司区大字吉志85 外	令和7年9月30日
仁代池	鞍手郡鞍手町大字新北字仁代1964	令和7年9月30日
下宮下池	鞍手郡鞍手町大字中山字尾登1349	令和7年9月30日

公告

芦屋台地土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年10月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
安高 澄夫	芦屋町大字芦屋1128番地 3
田原 一男	岡垣町大字糠塚433番地
門司 秀美	遠賀町大字鬼津483番地 1
木原 保則	芦屋町大字芦屋1174番地
本田 裕二	岡垣町大字糠塚1400番地 1
木原 豊	芦屋町大字芦屋1169番地

2 退任監事

氏 名	住 所
廣田 隆治	遠賀町大字尾崎984番地
安高 一夫	芦屋町大字芦屋650番地

3 就任理事

氏 名	住 所
安高 澄夫	芦屋町大字芦屋1128番地 3
入江 日出男	岡垣町大字糠塚1350番地
林 長輝	遠賀町大字尾崎1649番地
松本 健吾	芦屋町大字芦屋1150番地 2
木原 豊	芦屋町大字芦屋1169番地
廣渡 孝男	岡垣町大字糠塚813番地

4 就任監事

氏 名	住 所
安高 壽	芦屋町大字芦屋944番地
三原 光広	遠賀町大字鬼津3464番地
小田 尚徳	水巻町杵一丁目17番 7 号

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第 1 項第 1 号に掲げる事由により解散したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年10月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	解散認可年月日
上穂波東土地改良区	令和 7 年10月 1 日

公告

解散した清算法人上穂波東土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第 4 項において準用する同法第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 7 年10月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏 名	住 所
中野 敏次	飯塚市長尾496番地 1
三好 忠司	飯塚市長尾1055番地 2
大屋 知之	飯塚市長尾757番地 1
大庭 秀和	飯塚市長尾491番地
上野 和幸	飯塚市平塚691番地
中野 良則	飯塚市平塚211番地
上野 信治	飯塚市平塚683番地
大熊 眞	飯塚市阿恵124番地 5
藤井 清稔	飯塚市阿恵2209番地
藤井 憲明	飯塚市阿恵151番地

公告

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 24 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人を指定したので、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 11 条の 6 第 1 号の規定により次のように公示する

令和 7 年 10 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

事務所の名称 及び所在地	申請者の名称 及び主たる事 務所の所在地	代表者の氏名、 生年月日、 住所及び職名	指 定 年月日	受託事務 の種類	居宅サービ ス等の提供 の有無
社会福祉法人 北九州市福祉 事業団 北九州市八幡 東区中央二丁 目 1 番 1 号	社会福祉法人北 九州市福祉事業 団 北九州市八幡東 区中央二丁目 1 番 1 号	永富 秀樹 昭和 37 年 11 月 4 日 北九州市八幡東区宮 田町 16 番 1 号 理事長	令和 7 年 10 月 10 日	要介護認定 調査事務	有

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 10 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市武丸字長浦 899 番 9
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宮若市竹原 290 番地 3
ローソン 和代

公安委員会

福岡県公安委員会告示第 296 号

遺失物法施行令第 5 条第 5 号の規定に基づき下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則第 28 条第 4 項の規定に基づき公示する。

令和 7 年 10 月 10 日

福岡県公安委員会

氏名又は名称	代表者氏名	施設名称	住所又は所在地	施設の所在地
春日市役所	春日市長 井上 澄和	春日市総合ス ポーツセンタ ー	福岡県春日市原町 3 丁目 1 番地 5	福岡県春日市大谷 6 丁目 28 番地
春日市役所	春日市長 井上 澄和	春日市ふれあ い文化センタ ー	福岡県春日市原町 3 丁目 1 番地 5	福岡県春日市大谷 6 丁目 24 番地